

地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて

1. 見直しの背景等

高山市地球温暖化対策地域推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条第2項に基づく計画として、市における地球温暖化対策に関する施策を総合的に推進するため策定している計画である。

現計画期間（平成22年度から令和2年度まで）の終了に伴い、第八次総合計画、環境基本計画の基本理念を踏まえるとともに、令和3年10月に閣議決定された国のエネルギー基本計画、地球温暖化対策計画など関連計画や社会情勢の変化等に対応するため計画を見直す。

2. 計画の期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

3. これまでの取り組み

別紙1

- (1) 地球温暖化計画地域推進計画の取り組み状況
- (2) 新エネルギービジョンの取り組み状況
- (3) 地球温暖化対策に関する市民アンケート結果
- (4) 課題と検証

4. 地球温暖化対策地域推進計画の見直しの主なポイント

- (1) 本計画では二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す。
- (2) 気候変動適応法第12条に基づき新たに作成する地域気候変動適応計画を兼ねる計画とする。
- (3) 新エネルギーの利活用は地球温暖化対策の施策の一つであることから新エネルギービジョンを統合した計画とする。
- (4) SDGs 未来都市計画に掲げる2030年のあるべき姿の実現を目指す。

5. 計画の概要

- (1) 目指すべきまちの姿と基本目標、取り組み指標（事業実績評価指標）
- (2) 重要施策ごとの主な取り組み（施策体系図）

別紙2

別紙3